

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 20 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能において個人番号が取り扱われることに伴い、所要の改正をする必要があるため、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年開成町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 町長	住登外者宛名番号管理機能（本町で管理する住登外者（本町の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条第 1 項及び第 2 項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	開成町重度障害者医療費助成条例による重度障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	開成町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。